

令和7年12月26日

対馬海区漁業調整委員会事務局
(対馬振興局水産課内)
直通電話 0920-52-1947
担当者名 阪口、市山

対馬海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和7年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月26日

対馬海区漁業調整委員会
会長 植木 忠勝

1 まき餌の使用量の制限

遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。

2 釣獲量の制限

遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。

3 時期及び時間の制限

遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではまき餌を使用する釣りを行ってはならない。

4 遊漁船業者の周知

遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。

5 指示期間

指示期間は、施行日から3年間とする。